

まべちだよい

令和5年
12月

Vol.138

- ・水門等水位観測員講習会を開催しました
- ・不法投棄合同パトロールを実施しました
- ・馬淵川緑地(八戸市売市)で花火が打ち上げられました

今号の話題

水門等水位観測員講習会を開催しました

11月22日(水)、八戸市津波防災センターにおいて、馬淵川水系水門等水位観測員講習会を開催し、32名が参加しました。

八戸出張所が管理する馬淵川(河口～櫛引橋の10km)には、洪水対策のための樋門・樋管を20箇所設置しています。毎月の点検や、大雨・台風等による増水時の水位観測・ゲート操作は、地元の方々が『水門等水位観測員』として行っています。

この講習会では、樋門・樋管の操作方法や点検時の注意点、また、水門等水位観測員の安全確保のための避難行動について学びました。



講習会の様子



観測員のみなさんは、日頃から気象情報に注意し、出水時は荒天も夜間も関係なく出動しています。

講習会のほか、このような地道な努力のおかげにより、地域の安心安全が確保されています。

観測員のみなさん、いつもありがとうございます。

不法投棄合同パトロールを実施しました

河川敷への悪質な不法投棄が後を絶たないことから、八戸出張所は11月29日(水)に八戸市、八戸警察署と共に馬淵川の不法投棄合同パトロールを実施しました。

過去に不法投棄が多数発見された箇所のパトロールをした結果、発見された不法投棄の多くは家庭ゴミでしたが、自転車や車のナンバープレート等の投棄もありました。これからも各機関との連携を強化し、不法投棄防止に努めます。

不法投棄や不法投棄行為をみかけたら、八戸出張所までお知らせください。馬淵川の不法投棄撲滅のため、みなさんのご協力をお願いいたします。

不法投棄に対する罰則

罰則にあたる事由

河川法	3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	河川区域内に土砂・ゴミ・糞尿・動物の死骸等の汚物もしくは廃物を捨てた場合
廃掃法	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)	廃棄物を『不法投棄』や『野焼き』をした場合

不法投棄情報はこちらまで!!

↓↓↓

青森河川国道事務所 八戸出張所
〒039-1103 八戸市長苗代二丁目5-8
TEL:0178-28-2626
FAX:0178-28-2007

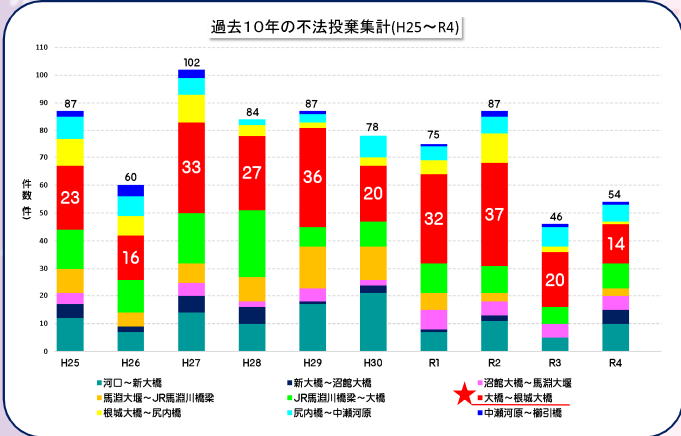


パトロールの様子と発見された不法投棄物の一部



また、八戸出張所では、ゴミの不法投棄防止のため、合同パトロールのほかにも定期的に河川パトロールや河川カメラなどで監視を行っています。

不法投棄の現状をみなさんに知っていただくために、八戸出張所が管理する馬淵川のゴミマップをホームページ上で公開しています。ゴミマップとは、河川パトロールで発見されたゴミの種類や場所を示した地図です。八戸出張所では、半期ごとに更新をしています。



左のグラフは、平成25年度から令和4年度までの10年間で、八戸出張所が管理する馬淵川河口～櫛引橋の10km区間において発見された不法投棄件数を表したものです。

過去2年間の不法投棄件数は、それ以前に比べると減っているものの、令和4年度は令和3年度に比べると増加しており、残念ながら減少傾向にあるとはいえません。また、**大橋～根城大堤**の区間が、どの年度においても多く不法投棄されている場所となっています。

馬淵川緑地（八戸市売市）で花火が打ち上げられました

11月23日(木)、八戸市立八戸小学校の創立150周年を記念して、花火が打ち上げられました。当日は風がありましたが暖かく、河川敷には八戸小学校の児童や関係者、地域の方々がたくさん集まりました。

およそ10分間、次々に打ち上がるきれいな花火の音に負けず、大きな歓声が上がっていました。



左岸側より撮影

〒039-1103 青森県八戸市長苗代二丁目5番8号
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/>
 TEL:0178-28-2626

E-mail: thr-aomori01@mlit.go.jp
 発行者:国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

事務所SNSはこちら→



青森河川国道事務所

青森河川国道事務所HP

八戸出張所HP